

「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」

1 目 的

平成31年4月から「働き方改革関連法」が施行され、建設コンサルタント業務等は労働基準法上の「サービス業」に位置づけられたため、5年間の猶予なく残業時間の罰則付き上限規制が適用されている。

このため、委託者、受託者間において、設計業務等の業務環境を改善するための1週間のルール(スタンス)を目標として定め、計画的に業務を履行することで、より一層の円滑な業務の実施と品質向上に努めることを目的とする。

2 対象業務

熊本市が発注する土木工事に係る建設コンサルタント業務等※は原則対象とする。

※測量、地質調査、設計、調査・計画、発注者支援業務

3 取組内容

(1)基本的な取り組みは次のとおりとする。

- ① 月曜日を依頼の期限日としない
- ② 週1回以上は定時に帰る日を設ける。
- ③ 土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない
- ④ 勤務時間外に打合せをしない
- ⑤ その他、取り組みが必要と思われる内容

(委託者、受託者間において確認のうえ決定した業務環境改善に関わる取組みも可とする。)

4 進め方

(1)初回打合せ時に、3のうちから実施する取組内容を委託者、受託者間で確認・調整のうえ、2項目以上工事打合せ簿に記録する。

(2)中間打合せ等を利用し、委託者、受託者間で取り組みのフォローアップ等を行う。

(3)災害時のやむを得ない緊急事態対応については取り組みの対象外とする。

(4)成果物納入時の打合せにおいて、実施結果(効果・改善等)を委託者、受託者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

5 特記仕様書記載例

別紙2の特記仕様書記載例を参考に記載する。

6 適 用

本要領は、令和3年(2021年)4月1日以降に契約依頼を行う業務に適用する。ただし、既に発注した業務にも可能な限り適用する。

特記仕様書の記載例(ウィークリースタンス)

別紙— 2

特記仕様書に以下を追記する。

第〇条 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取り組むものとする。